

スレイマン1世治世期の東アナトリア掌握過程

——マラティヤ地方における「ティマール制」の展開——

三 沢 伸 生

- I は じ め に
- II 問 題 の 所 在
- III 史料とその性格
- IV マラティヤ地方の掌握過程
 - (1) 「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」の施行
 - (2) マラティヤ郡における施行状況
 - (3) マーリキヤーネ分受益者の状況
- V お わ り に

I は じ め に

前近代におけるオスマン朝の地方行政は、「ティマール制 (timâr sistemi)」と呼ばれる一種の軍事封土制を基盤として整備されてきたことが知られる。

それゆえに「ティマール制」はトルコ共和国内外において前近代オスマン朝社会経済史研究の重要研究課題として注目を集め、イスタンブールの総理府古文書総局オスマン文書館 (Başbakanlık Osmanlı Arşivi) などに相当数が保存される法令集 (kânûnnâme) や検地帳 (tahrir defteri) といった基幹文書史料の校訂・現代語転写とともに、一連の史料を精査した研究事例は枚挙の暇がないほど多数に及ぶ⁽¹⁾。

こうした研究状況にありながら、その実「ティマール制」の制度としての実態解明の進捗状況は芳しいものではない。研究史を顧みれば制度の起源と制度の変質に関心が集中したために、制度が実際にどのように整備されていったか

(1) 21世紀に至るまでの研究動向については、Gürbüz 2001 に整理されている。

という研究課題の解明は長らく停滞していた⁽²⁾。近年になって、「ティマール制」を基本とするオスマン朝の軍事封土制、そしてそれと連動した地方行政がどのように整備されていったかに関する具体的で詳細な研究がようやくと現れ始めているのが現状である⁽³⁾。今後にこうした研究が進展すれば、各地方における「ティマール制」を基本とする軍事封土制と地方行政との整備過程が具体的に解明され、オスマン朝が広大な版図をどのように掌握して「帝国」と称される支配体制を実現していったのかという国家像を窺い知ることが可能となる⁽⁴⁾。先に述べたように従前の研究では、「ティマール制」を体系的に国家の支配体制確立の展開過程のなかに位置づける作業が必ずしも順調に進捗してきたわけではないのである⁽⁵⁾。

そこで本稿はその作業を進めるべく、「ティマール制」を変形させた「マリーキヤーネ・ディーヴァーニー (mâlikâne-dîvânî) 制」に注目して、スレイマン1世治世期(1520～66年)において、その施行過程の一例からオスマン朝による東アナトリアの掌握過程の一端を検討するものである。

Ⅱ 問題の所在

15世紀初頭、ティムールの西征によってオスマン朝は統一を達成したばかりのアナトリアにおいて多くの版図を喪失し、旧諸君侯国(ベイリク beylik)が復活した。それでもオスマン朝はその混乱を收拾して、15世紀中葉以来、一連の

(2) 「ティマール制」研究史にかんしては、とりあえず三沢 2008を参照のこと。

(3) その中でも東アナトリアやアラブ地域に適用されていた「ティマール制」が変形された制度、あるいは「ティマール制」とは異なる制度の研究が、学界に新しい視座を与えている。最近では東アナトリアのクルド系アミールの領地に適用された、「ティマール制」とは異なる「ユルトルク＝オジャクルク (yurtluk=ocaklık)」および「ヒュクーメト (hükümet)」に関してオスマン語文書を渉猟しながら実証的な解明を試みる齋藤 2005, 2006が、先行するクルチ (O.Kılıç) とともに、研究を活性化させたものとして重要である。

(4) 時代は18世紀と下がるが、最近では州や県単位の地方行政をこういう観点から見直す研究も現れてきている (Başar 1997, Kılıç 1997)。

(5) オスマン朝の征服事業を「ティマール制」施行の観点から論ずる小論 (İnalçık 1954) が存在したが、概観の提示にとどまり、これを受けて各地方における実態も精査に基づく議論は十分に学界内で議論されてはいない。

征服活動によって失地回復と新規領土獲得を成功すると、首都イスタンブルを中心に国家を構成する諸地方を掌握して安定した支配体制を確立することが重要課題となった。そうした制度の整備と並行して征服事業も継続され、16世紀初頭、セリム1世治世期（1512～20年）にオスマン朝は三大陸にまたがる広大な版図を獲得した。しかしセリム1世の急逝により、新領土を完全に掌握し、国家の支配体制に組み込む大事業はスレイマン1世に託されることとなった。

16世紀に歴代君主の中で最長の治世を誇ったスレイマン1世治世期（1520～66年）は、オスマン朝の最盛期とも言われる。実際、スレイマン1世は西方ではウィーン包囲などの一連の遠征事業により「壮麗者（the Magnificent）」と称され、また東方では3度の遠征でサファヴィー朝を押さえ込み、イスラーム世界の盟主たる地位を揺ぎ無いものとするなどの華々しい軍事的成果をあげた。同時に、「カーヌーニー（Kânûnî）」と綽名されるように、国内においては諸法（カーヌーン）の整備を進めて国家制度の基盤を固めた。すなわちスレイマン1世は、征服事業で領土の保全と拡大に努めつつ、長期安定的に領土を掌握するために地方の実情に応じながら綿密なる地方行政制度を施行して、広大な版図を誇る「帝国」と称されるまでの国家を実現することに成功したのである。この広大な領土掌握過程において、スレイマン1世は画一的に「ティマール制」を施行したのではなかった。前述のように各地方において地縁的な状況を把握しつつ、「ティマール制」を变形した制度や、「ティマール制」とは異なる制度を、巧みに柔軟に施行してきた成果である。

本稿で取りあげる「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」は主に東アナトリアとシリア地方とに施行された変形「ティマール制」である⁽⁶⁾。オスマン朝の軍事封土制の基本形態である「ティマール制」において、原則的に土地は国有地とされる。すなわち土地の所有権は国家に帰属する。この国有地において農民は用益権（耕作権）を保障されるが、その代償として世帯形態・耕作面積

(6) 管見の限り、アラブ地域における事例研究は、16世紀のアレッポにかんする専論があるのみである（Venzke 1984, 1986a, 1986b）。しかしその研究は穀物生産に主眼を置き、制度そのものの施行や変容を扱ったものではない（同様に制度全般を農業生産の観点から言及する İslamoğlu-Inan 1987: 107-126も、不十分な分析に終わっている）。

に応じた人頭税と、耕作した農作物にかけられる耕作税およびその他の雑税を納める義務を負う。その際に、オスマン朝は徴税制度と軍事制度とを連携させて、州総督からスィパーヒーに至るまでの階層的な構造を有する在地騎兵軍を各地方に駐屯させ、その軍役の報酬として当該地域における租税の徴収権を付与して、農民たちを監督させながら、軍人の報酬と国庫に収まる税金を確保した。この結果、この制度は地方行政の根幹としての役割も果たした。オスマン朝の中核地域たる西アナトリアにおいてはこうした「ティマル制」が施行されており、オスマン朝の軍事封土制の基本形態として広く認識されている。

これに対して、「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」は、新規に征服された領土において、旧支配者階級の既得権である税金を全て奪うことなく、程度に応じた保障を与えつつ同時に「ティマル制」を施行するために講じられた変形「ティマル制」としての性格を有する。すなわち、土地の所有権はやはり全てオスマン朝に帰属するものの、旧支配者階級に対して旧土地所有権保有者として特権的に人頭税を除く農民からの租税に対する徴収権を最大半分まで付与し、その税金を私的収入分すなわちマーリキヤーネ分 (*hisse-i mālīkāne*) として許認する制度である⁽⁷⁾。これに対してオスマン朝の在地騎兵軍によって徴収される国庫収入および軍人報酬は公的収入分すなわちディーヴァーニー分 (*hisse-i dīvānī*) と称された。マーリキヤーネ分の設定に際しては、私有地・ワクフ地が設営され、結果として一つの土地に国有地と私有地またはワクフ地という二重の土地形態が並存する特異な形態が生じる（しかし土地は分割されない

(7) イスラーム教徒農民に課税される人頭税、および非イスラーム教徒農民に一律課税される人頭税相当分税 (*ispence-i gebran*) は、全てディーヴァーニー分に帰属し、マーリキヤーネ分に分与されることはない。「ティマル制」において在地騎兵軍が在地領主化しないように様々な工夫が施されたように、「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」においても旧支配者階級の既得権を認めつつも、農民たちとの紐帯を断絶させるために農民個人に課税される税が分与されることはなかった。またマーリキヤーネ分は最大でも税金の半分までで、半分以上を超えることなく、またディーヴァーニー分を伴わずにマーリキヤーネ分のみ分与されることはない。すなわちどんなに税金が少なくとも、必ずオスマン朝の在地騎兵軍と折半することを原則とする。これもまた旧支配者階級の影響力を極力排除して監督する目的である。本稿で扱うマラティヤ県に関しても、検地帳冒頭に付せられる法令集にこの原則に即した税金の分割が記されている (BOA156: 1, TK142: 3-4)。

まま税額のみが分割されて、二重の受益者が並存する)⁽⁸⁾。またディーヴァーニー分を伴わない単独のマーリキヤーネ分付与地は存在せず、通常の私有地・ワクフ地と異なる状況に置かれている。マーリキヤーネ分受益者は権利の子孫への相続を認められていたが、土地処分の自由は大いに拘束を受け、ディーヴァーニー分受益者たる在地騎兵軍の監督・監視下におかれていた⁽⁹⁾。

この特殊な「ティマル制」は、東アナトリアの諸地方の検地帳と法令集を渉猟・分析した Ö.L.Barkan の浩瀚なる研究によって、初めて学術研究の俎上に載せられた (Barkan 1943)。しかしオスマン朝社会経済史研究の大家の一人である Barkan の研究によって本制度の研究に論は尽くされたとみなされたことと、前述のように学界において「ティマル制」の整備・展開が注目を集めなかったことによって、制度の存在は周知されたものの、学術研究として継承されることなく、制度の実態解明に長らく進展をみることなく放置されてきた。

現在、「ティマル制」の整備過程と「ティマル制」を中心とした軍事封土制に基づくオスマン朝の支配体制の確立に関して学界に新たな研究動向が生まれつつあるなか、「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」について再検討することが必須である。確かに Barkan の研究は詳細を極めており、様々な地域・年代の膨大な量の史料を扱い、多様な事例を断片的に提示はしているものの、かえって制度の根幹や全体像が不明瞭なものになっている。また膨大な量

(8) 本制度下の私有地・ワクフ地は通常のもの大いに異なる。オスマン朝においても所有権 (rakab) 下賜を伴う私有地・ワクフ地が存在する。しかし本制度下では、国家は私有地・ワクフ地に対して、在地騎兵と同じく租税の徴収権ないしは処分権 (tasarruf) を与えるのみである。それゆえ Barkan は通常の私有地・ワクフ地を「自由私有地」・「自由ワクフ地」と規定して、本制度下の私有地・ワクフ地を特異形態として区別している (Barkan 1939 : 119-121)。しかし所有権・処分権などの規定をめぐる諸地方の検地帳に所収される文言は少なく、曖昧さが残り、トルコ土地制度史研究において未だ充分な検証はなされていない。

(9) 本制度下の私有地・ワクフ地は、通常の私有地・ワクフ地のように官吏の査察を制限する一種の「不入の権」を有しておらず、在地騎兵軍から厳しい監督を受け、国家によって掌握されていた。マラティヤ地方はじめ制度が実施される各地の法令集には租税の徴収権ないし処分権の下賜とともに、農民に対して二重に課税することを厳しく戒める規定が記され、マーリキヤーネ分受益者に対して旧支配者としての特権が付与されながらも再び在地領主化することに周到な防止策が講じられていた。

の史料を扱っていても、実際には各検地帳を個々に微細に徹底的に検討することなく、多くの検地帳から様々な事例を選択しながら本制度を論考するという研究方法によって、それぞれの地域で実際にどのように制度が施行され変化していったのかということは窺い知ることができない。さらに学術研究はしばしば時事的動向に左右されるものであるが、戦前期のトルコ共和国におけるトルコ民族主義の高揚期にあって、Barkanの研究にもトルコ民族の伝統を強調する傾向が見られる。しかし現状で起源論に執着すると「ティマル制」と同じく、オスマン朝期における制度の実態を見誤る⁽¹⁰⁾。起源論は重要ではあるが、起源論と並行しながら別枠でオスマン朝期における制度の実態を検証する必要がある。この制度に対してBarkanの研究の果たした功績は確かに大きいですが、個々の地域に関してさらに微細で具体的な研究を実施して、その成果を比較・統合しながら制度の実態解明を目指していかなくてはならない。そうした研究を実施することにより、「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」がオスマン朝の東アナトリアの掌握にどのように機能していったのかを解明することがはじめて可能となる。

そこで本稿では、東アナトリアのなかでも、オスマン朝とマムルーク朝との間の緩衝国家であったドゥルカドゥル (Dulkadir) 侯国の拠点のひとつマラティヤ (Malatya) 地方を、オスマン朝が本制度の施行を通しての掌握過程を検証するものである。

筆者は旧稿において、同地方を県 (sancak, livâ) と郡 (kazâ) の単位で、本制度を検討してきた (三沢 1994)⁽¹¹⁾。しかしながら県や郡単位での研究では本制度

(10) 「ティマル制」起源論争は学界の議論を活性化させたという点で一定の意義を有するものの、結局は議論は並行して結論をみないままに終焉してしまった (三沢 2008: 79-83)。「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」に関しても、その議論の延長で、トルコ系君侯国起源説、ルーム・セルジューク朝起源説、マムルーク朝起源説など諸説が並行した (Barkan 1943: 133-4, Beldiceanu-Steinherr 1976: 241-8, Venzke 1986a: 461-9)。しかし「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」自体の研究が遅れるなか、施行実態を詳細に検証する以前に、施行地域全域で単一的な起源を議論することには疑問が残る。

(11) オスマン朝の文書史料に基づく16世紀のマラティヤ地方に関する実証的研究が蓄積されてきている (Arıkan 1987, 1996, Gögebakan 1999, 2002, Taşdemir 1999) が、「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」に関しては言及されてはいるものの、制

の実態を把握するうえで不十分である。Barkanの研究がそうであったように、大枠での実態把握だけでは、地縁関係・人間関係の個別事象の理解が疎かになって本制度そのものの実態を見誤る。そこで反省・自戒しながら、本制度の施行調整方法をより微細に検証するために、県内で制度の施行度合いが突出して高いマラティヤ郡を対象として、さらには村（村とは農民が居住しながら耕作する「農村（karye）」と、それに付随する「耕作地（mezra'a）」とに二分される）により構成される最小の行政単位である郷（nâhiye）単位において、スレイマン1世治世期中の最初の検地と最後の検地との間において本制度の実態を比較・分析する⁽¹²⁾。

Ⅲ 史料とその性格

社会経済史的に特定地域を対象とする「ティマール制」研究を進める際に最も基本的な史料は、前述のように検地帳である。

スレイマン1世治世期のマラティヤ地方に関しては、9冊の検地帳の存在が知られる。うち3冊が明細帳（mufassal defteri）、6冊が簡易帳（icmâl defteri）であり、その詳細を年代順に整理すると下記のとおりである⁽¹³⁾。

スレイマン1世治世期において最も古い検地帳は、H.925（1519/20）年に編

度を徹底的に分析するものは管見の限り存在しない。

(12) マラティヤ県は、後述のようにスレイマン1世治世期に何度となく区画変更がなされているが、H.967（1560）年にマラティヤ郡、ゲルゲル（Gerger）郡、キヤータ（Kâhta）郡、ベヘスニ（Behesni）郡の4郡から構成され、さらにマラティヤ郡は、シェヒル（Şehir）郷、カサバ（Kasaba）郷、ジュバス（Cubas）郷、ムシャル（Muşar）郷、キチク・ハジュル（Kıçık Hacı）郷、キヨミ（Kömi）郷、ケデル・ベイト（Keder Beyt）郷、アージェダー（Ağcedağ）郷、アルガヴン（Argavun）郷、カラヒサル（Karahisar）郷の10郷によって構成されていた（別添地図参照）。またケデル・ベイト郡から、小規模ながら遊牧民の多い北端地区がイェニ・イル（Yeni İl）郡として分割され新設されているが税の記録が記載されず不明とされている。そこで本稿においても分析対象から除外している。マラティヤ郡の詳細については、三沢 1989: 5-7, Gögebakan 2002: 33-50 を参照。地名・人名の呼称・転写に関しては、Yinanç & Elibüyük 1983 と異なるものがあるが、徹底的な実地調査（Gögebakan 1993）を行った Gögebakan の確定した表記に依拠する。またマラティヤ地方全般に関しては、Oğuz 2000 を参照。

(13) 明細帳・簡易帳など、検地帳については、Emecen 1996: 37-44 を参照。

纂されたと目されるイスタンブールの総理府古文書総局オスマン文書館に検地帳分類387番で保管されるルーム州簡易帳（以後 BOA387 と略記）である。しかしながら編纂年をめぐっては諸説存在する。この検地帳には作成年代が明確に記されていないが、長らく中に所収される法令集の年号をもって H.925 年作成とされてきた。これに対して Barkan は検地帳に所収される法令集の総合的研究において、H.935 年までに作成されたものと推定し（Barkan 1943: 45, 111）、BOA の新冊子体目録でも採用された（Binark 1992: 216）。近年 BOA387 がファクシミリ版で刊行された際には、合冊されるカラマン州簡易帳の編纂された H.937（1530）年が全体の編纂年とされた（387 *numaralı*...1996-97: viii）。しかしながら Lowry や Emecen が指摘するように、大部な簡易帳である BOA387 は、スレイマン 1 世治世初期に各県において実施された検地に応じて編纂された様々な明細帳に基づき編まれた簡易帳とするのが妥当であろう（Lowry 1981: 71, Emecen 1991: 40-41）。年代は確定できないが、本検地帳に記載される行政区分、農村・耕作地数、納税者人口、納税額から判断して、1530 年以前の検地に基づく記録と判断される⁽¹⁴⁾。

次いで、H.987（1530）年に編纂されたオスマン文書館に検地帳分類408番で保管されるマラティヤ県明細帳（以後 BOA408 と略記）と、この明細帳をもとに編纂され、オスマン文書館に検地帳分類163番に保存される簡易帳（BOA163 と略記）と検地帳分類156番に保存される簡易帳（BOA156 と略記）である。BOA408 は最後に数葉欠落が認められるものの明細帳として豊富な情報に富む。一方 BOA163 はマラティヤ郡ほか 3 郡に関してティマル受給者別に整理さ

(14) このように編纂年推定議論にまだ決着をみないので、本稿では一応当初の推定年である H.925（1519/20）年のまま表記する。なお旧拙稿では「セリム 1 世がマラティヤを征服した際の検地帳」（三沢 1994: 133）と断定的に記したが、上記の編纂年推定議論にあるように、セリム 1 世治世期にオスマン朝の属国となっていたドゥルカドゥル侯国が1522年にスレイマン 1 世によって完全に併合された際に編纂された検地帳である可能性がある。BOA387 は、オスマン文書館に保管されるディヤルバクル州・アラブ州・ドゥルカドゥル州簡易帳である BOA998 と共にファクシミリ出版されており、Ö.L.Barkan の法令集集成とともにスレイマン 1 世治世当初の東アナトリアの「マリーキヤーネ・ディーヴァーニー制」施行概況の第一級史料となっている（387 *Numaralı*..., 998 *Numaralı*..., Barkan 1943）。

れた税収記録, BOA156 はマラティヤ郡ほか 3 郡に関してワクフ別に整理された税収記録である。

これに次いで, H.954 (1547) 年に編纂されたオスマン文書館に検地帳分類 997 番で保管されるマラティヤ県明細帳 (以後 BOA997 と略記) と, この明細帳をもとに編纂され, オスマン文書館に検地帳分類 257 番に保存される簡易帳 (BOA257 と略記) である。しかし残念ながら BOA997 は冒頭よりマラティヤ郡の 6 郷の記録が欠損し, BOA257 を補完史料として用いても H.954 (1547) 年のマラティヤ郡の全貌を把握することは難しい。

最後に, H.967 (1560) 年に編纂されたアンカラの地券及び地籍簿総局に検地帳分類 142 番に保存される簡易帳 (TK142 と略記) と, この明細帳をもとに編纂され, オスマン文書館に検地帳分類 323 番, 324 番に保存される簡易帳 (BOA323, 324 と略記) である¹⁵⁾。BOA323 はマラティヤ県の諸郡に関してワクフ別に整理された税収記録, BOA324 は先の BOA163 と同じくマラティヤ県諸郡に関するティマル受給者別に整理された税収記録である。

このほかオスマン朝期に編纂されたマラティヤ地方に関する様々な文書史料があり, Göğebakan の指摘するように, そのなかでも *mühimme defteri*, *timâr ve zeamet tevcih defteri*, *mâliyeden müdevver defteri* のように当時の社会経済状況の一端をうかがえるものも存在するが (Göğebakan 2002: xxiv-xxv), 本稿のように「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」(特にマーリキヤーネ分) を微細に分析するに際しては残念ながら史料的にはあまり有益な情報を有さない。

Ⅳ マラティヤ地方の掌握過程

(1) 「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」の施行

前述のように「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」が, 旧支配者階級の懐柔策として彼らとの力関係によって例外的に採用されてきたという事実はマラティヤ地方においても確認される。旧稿で示したように, BOA387 および

¹⁵⁾ TK142 は現代トルコ語に校訂出版された (Yinanç & Elibüyük 1983) が, 校訂転写の問題などから原史料に基づく分析を行った。

TK142 に基づいてスレイマン 1 世治世初期と後期の両時期において、県を構成する郡別に本制度の施行状況を比較すると、マラティヤ郡が他の郡を比して制度が広く施行されてきたものの、治世後期に至ると制度の施行比率、税収におけるマーリキヤーネ分比率が減少してきた（三沢 1994: 134-137, 特に表 1, 2）。すなわちオスマン朝は旧支配者階級の影響力が強く残存する県の中心地域たる同郡では、譲歩策として制度の施行の度合いを周辺諸郡に比べて高め、同時に周辺諸郡においても一律ではなく必要に応じて制度の施行の度合いを調節していたのである。さらに制度の施行は恒常的なものではなく、時代につれてその施行を減少させながら、漸次「ティマル制」への移行を図っていたことが確認された⁽¹⁶⁾。

（２） マラティヤ郡における施行状況

第一に、郡全体の動向を俯瞰する。表 1 のように、H.925 (1519/20) 年、郡内のほとんどの農村と耕作地において本制度が規模の大小はあっても施行されていることが最大の特徴である。農村では実に 9 割以上において施行されており、同郡は県の中心地として依然として旧支配者階級が残存しており、オスマン朝が彼らの存在に配慮しながら、スレイマン 1 世治世初期の段階で本制度の施行でもって懐柔策をとっていたことがよくうかがわれる。このようにドゥルカドゥル侯国の支配者階級の収入源を、程度の違いがあるにせよ保証し、またドゥルカドゥル侯国やマムルーク朝により下賜された私有地も安堵された⁽¹⁷⁾。マーリキヤーネ分に設定された私有地の多くは、遺産相続可能な私有地（mülk-i mevrûs）をとり、旧支配者階級の一族の既得権が守られる形態をとっていた⁽¹⁸⁾。

(16) この時期のマラティヤ郡におけるディーヴァーニー分すなわち、国庫収入及び在地騎兵の報酬の詳細については、Gögebakan 2002: 377-386.

(17) オスマン朝への併合以前におけるドゥルカドゥル侯国の土地制度ないし税収に関わる史料は残されていない。オスマン朝の検地帳に、断片的な記述として、ドゥルカドゥル侯国、マムルーク朝、あるいはさらに遡ってルーム・セルジューク朝より下賜された云々という但し書きが見られるのみである。

(18) マーリキヤーネ分受益者には、個人名・職名だけでなく、「evlad（一族）」の表記による有力家系出自の名称を多数見出すことが可能である。検地帳の史料的制約により一族の構成や規模などを窺い知ることは難しいが、スレイマン 1 世治世

ついで同様に治世後期にあたるH.967（1560）年、同郡における本制度の施行状況を全体的に見てみると、表2のように、先のH.925（1519/20）年における施行状況から激変している。最大の変化は、制度の施行される農村・耕作地の数が激減して、農村では施行数は半数を割り、耕作地に至っては17%未満という数にまで減少していることである。さらにこの変化を税収額の変化で確認してみると、H.925（1519/20）年に、農村における税収総額663,500アクチュ、耕作地における税収総額271,324アクチュ、農村と耕作地をあわせた税収総額934,824アクチュだったものが、H.967（1560）年に、農村における税収総額1,353,317アクチュ耕作地における税収総額435,994アクチュ、農村と耕作地をあわせた税収総額1,789,311アクチュと増収になっている。すなわちこの間に農村で203.97%、耕作地で160.69%、農村と耕作地の全体で191.41%という税収増加になっている。この大幅な増収の最大の原因は、小麦や大麦などの主要農作物に対する税率があげられたことによる（Göğebakan 2002: 331-2）。税率をあげたことの社会的影響は検地帳からは分からない¹⁹。この税収額をマリーキヤーネ分とディーヴァーニー分に関してそれぞれ比較すると顕著な違いを示している。マリーキヤーネ分については、H.925（1519/20）年に農村で224,036アクチュ、耕作地で101,847アクチュ、農村と耕作地の合計で325,883アクチュであり、H.967（1560）年に農村において323,934.5アクチュ、耕作地において74,210アクチュ、農村と耕作地の合計で398,145.5アクチュである。すなわちこの間に単純計算で農村において144.59%に増加し、耕作地において72.86%に減少し、農村と耕作地の全体では122.17%の増加が見られる。一方、ディーヴァーニー分に関して、H.925（1519/20）年に農村において439,464アクチュ、耕作地において169,477アクチュ、農村と耕作地の合計で608,941アクチュであり、H.967（1560）年に農村で1,029,382アクチュ、耕作地で361,784アクチュ、

初期のみならず末期においてもマリーキヤーネ受益分を相続継承しながら依然として旧支配階級の有力家系の存在を確認することができる。

- (19) スレイマン1世治世以降の16世紀後半から、東アナトリア各地方でジェラーリー諸反乱が勃発した。こうした増税（あるいは、「マリーキヤーネ・ディーヴァーニー制」の削減）が反乱を誘発するような社会情勢を悪化させた可能性は想起されるものの、因果関係を実証する研究はなされていない。

表 1 H.925 (1519/20) 年 マラティヤ郡における「マーリキャーネ・ディーヴァーニー制」の施行状況

	農村			耕作地			合 計		
郷 名	M	D	計	M	D	計	M	D	計
Şehir	6836	11844	18680	38341	57184	95525	45177	69028	114205
	施行 5/6 税収 36.6%			施行 50/53 税収 40.14%			施行 55/59 税収 39.56%		
Kasaba	47640	72924	120564	11639	15169	26808	59279	88093	147372
	施行 31/35 税収 39.51%			施行 19/28 税収 43.42%			施行 40/63 税収 40.22%		
Cubas	29385	62279	91664	11765	15374	27139	41150	77653	118803
	施行 27/32 税収 32.06%			施行 30/35 税収 43.35%			施行 57/67 税収 34.64%		
Muşar	5636	22268	27904	3778	7376	11154	9414	29644	39058
	施行 12/13 税収 20.2%			施行 24/25 税収 33.87%			施行 36/38 税収 24.1%		
Kiçik Hacı	20608	55853	76461	8912	13964	22876	29520	69817	99337
	施行 28/29 税収 26.95%			施行 33/38 税収 38.96%			施行 61/67 税収 29.72%		
Kömi	4144	14704	18848	1128	11742	12870	5272	26446	31718
	施行 4/6 税収 21.99%			施行 3/3 税収 8.76%			施行 7/9 税収 16.62%		
Keder Beyt	30834	59771	90605	4343	11172	15515	35177	70943	106120
	施行 34/36 税収 34.03%			施行 26/49 税収 27.99%			施行 60/85 税収 33.15%		
Ağcedağ	16020	55222	71242	4101	7381	11482	20121	62603	82724
	施行 29/30 税収 22.49%			施行 27/41 税収 35.72%			施行 56/71 税収 24.32%		
Argavun	47577	51918	99495	9940	16087	26027	57517	68005	125522
	施行 39/42 税収 47.81%			施行 46/58 税収 38.19%			施行85/100 税収 45.82%		
Karahisar	15356	32681	48037	7900	14028	21928	23256	46709	69965
	施行 14/14 税収 31.96%			施行 12/29 税収 36.03%			施行 26/43 税収 33.24%		
総 計	224036	439464	663500	101847	169477	271324	325883	608941	934824
	施行223/243税収 33.77%			施行 270/359税収37.54%			施行493/602税収 34.86%		

M：マーリキャーネ分，D：ディーヴァーニー分（単位：アクチェ akçe）

（※下段は制度の施行数比率と，全税収内に占めるマーリキャーネ分比率を示す）

農村と耕作地の合計で1,391,166アクチェである。すなわちこの間に農村において234.24%に，耕作地において213.47%に増加し，農村と耕作地の全体での228.46%に増加している。マーリキャーネ分とディーヴァーニー分とが，それぞれに異なる変動を示していることがはっきりする。マーリキャーネ分の耕作地における減収は，前述の耕作地における施行数が激減していることに起因す

表2 H.967 (1560) 年 マラティヤ郡における「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」の施行状況

	農村			耕作地			合 計		
郷 名	M	D	計	M	D	計	M	D	計
Şehir	14419	37413	51832	42018	102517	144535	56437	139930	196367
	施行 5/8 税収 27.82%			施行 30/55 税収 29.07%			施行 35/63 税収 28.74%		
Kasaba	81768.5	169402	251170	16824	44391	61215	98592.5	213792.5	312385
	施行 24/36 税収 32.56%			施行 14/36 税収 27.48%			施行 38/72 税収 31.56%		
Cubas	53490	152588	206078	5325	32379	37704	58815	184966.5	243781.5
	施行 22/44 税収 25.96%			施行 8/42 税収 14.12%			施行 30/84 税収 24.13%		
Muşar	16026	55521	71547	0	12050	0	16026	67571	83597
	施行 8/16 税収 22.4%			施行 0/25 税収 0%			施行 8/41 税収 19.17%		
Kıçık Hacı	25825	111234	137059	2930	46014	48944	28755	157248	186003
	施行 18/30 税収 18.84%			施行 5/50 税収 5.99%			施行 23/80 税収 15.46%		
Kömi	22778	53640	76418	0	3200	0	22778	56840	79618
	施行 7/10 税収 29.8%			施行 0/4 税収 0%			施行 7/14 税収 28.61%		
Keder Beyt	42271.5	127603	169874	4360	33304	37664	46631.5	160906.5	207538
	施行 21/42 税収 24.88%			施行 5/48 税収 11.58%			施行 26/90 税収 22.47%		
Ağcedağ	16098	137224	153322	1790	35586	37376	17888	172810	190698
	施行 12/42 税収 10.5%			施行 7/71 税収 4.79%			施行 19/113 税収 9.38%		
Argavun	40903	153466	194369	663	38933	39596	41566	192399	233965
	施行 21/48 税収 21.04%			施行 3/68 税収 1.67%			施行 24/116 税収 17.77%		
Karahisar	10355.5	31292.5	41648	300	13410	13710	10655.5	44702.5	55358
	施行 7/16 税収 24.86%			施行 1/33 税収 2.19%			施行 8/49 税収 19.24%		
総 計	323934.5	1029382	1353317	74210	361784	435994	398145.5	1391166	1789311
	施行 145/292 税収内 23.94%			施行 73/432 税収 17.02%			施行 218/724 税収 22.25%		

M：マーリキヤーネ分, D：ディーヴァーニー分 (単位：アクチェ akçe)

(※下段は制度の施行数比率と、全税収内に占めるマーリキヤーネ分比率を示す)

る。こうして農村の税収が全体として大きく伸張するなか、マーリキヤーネ分の増収は制限されてディーヴァーニー分のみ著しく増加し、本制度の施行が継続されつつ、その内容が本来の「ティマール制」に漸次近づけるべく変容されていることが確認される。

このように施行数だけを見ただけでは、オスマン朝が単に本制度の施行を激

減させただけに見えるが、税収額をも勘案して解釈すると、主要農作物の税率を引き上げてディーヴァーニー分すなわち国庫収入の大幅な拡大をはかりつつ、マーリカーネ分に関しては制度の施行を減少させながらも、税率の引き上げによって受益者たちへのマーリカーネ分税収の減少を防いでいるのが分かる。すなわち主要農作物の税率引上げと本制度の施行数削減とを連動させることによって、マーリカーネ分受益者たちの不満を和らげ、本制度の見直しを実行している実態が浮かび上がってくる。また換言すれば、オスマン朝は主要農作物の税率を引き上げて増収を図りつつ、マーリカーネ分の増収を押さえ込んで巧みに本制度の変更を実行している。また詳しくは次節で検証の上で述べるが、本制度の変更に際して、オスマン朝はマーリカーネ分の受益者たちに対して個別に様々な対応を展開し、必ずしも一律的あるいは強権的に制度の見直しを図っているわけではない。オスマン朝は様々な調整方法を講じながら制度を漸次変更している。

第二に、微細に郷単位でこの間の変化を分析すると、上記のように本制度の施行の減少傾向を最も顕著に示しているのが、郡北東部に位置するアラプギル（Arapgir）およびケバン（Keban）県と境を接するアルガヴン郷である。表1に見られるように、H.925（1519/20）年に、42農村中39農村、58耕作地中46耕作地に制度が施行され、全税額内のマーリカーネ分比率に関しては農村で47.81%、耕作地では38.19%という数字を示している。すなわち農村において制度の施行状況が強く、税額としてもマーリカーネ分がディーヴァーニー分に拮抗するほど大きな値を示している。表2に見られるように、H.967（1560）年にこうした状況が激変する。すなわち制度が48農村中21農村、68耕作地中わずかに3耕作地にのみに施行されるに留まり、全税額内のマーリカーネ分比率に関しては農村で21.04%、耕作地では1.67%という数字にまで大きく落ち込む。その落ち込みは単に比率でなく、実数値としてマーリカーネ分の減額となって現れている。この減額は同郡の税収の減少によるものではない。H.967（1560）年に同郡の税収はH.925（1519/20）年の税収の約倍額を計上していることを考えると、マーリカーネ分の減少はオスマン朝の政策的意図、すなわち同郷内においてマーリカーネ分に割り当てられた私有地・ワク

フ地の解体・整理によるものであることが分かる。そして同郷が郡内の諸郷と大きく異なる点は、マーリキヤーネ分受給額の少ない者から多い者まで全てを対象に一例外を除いて一律的に解体・整理が行われていることである。受給者全般に関しては次節に詳説するが、総受給額が10,000アクチュを超える有力な旧支配階級のマーリキヤーネ分さえも解体されている。とりわけ、同郷に基盤を有していた、有力なトルコ系遊牧民出身のİskender Bey b. Cihan Şah は、BOA997によればH.954 (1547) 年までマーリキヤーネ分として複数の私有地を保有していたが、H.967 (1560) 年には理由は記されていないものの全てのマーリキヤーネ分が解体されて消滅している。こうしたなか唯一、理由は不明だが、カーディー職にかかわる Kadı Dilenci 一族だけが、マーリキヤーネ分として保有するワクフ地の受給額を4農村と2耕作地で合計2,057アクチュ相当から農村で合計6,582アクチュ相当と3倍以上に伸ばしている。このように同郷では、何らかの理由・方針のもとに、ほとんどの受給者たちを対象にして極めて強権的に本制度が解体されている。この事例は、オスマン朝側に意図があれば、充分に本制度の施行を終焉させることが可能であることを示すものとして興味深い。

アルガヴン郷のように郷全体で制度が解体されている状況とはやや異なるが、耕作地における制度の施行状況だけに注目すると、H.967 (1560) 年にムシャル郷とキヨミ郷では全廃され、アージェダー郷、カラヒサル郷、キチク・ハジュール郷でも税収比率で10%を割るまでに解体されている。すなわち郡北部の5郷において耕作地の傾向が強いことがうかがえる（ただしキヨミ郷に関しては、次節で詳説するように高受益者の存在によってこの5郷の中では異なる特徴を有する）。同時にこの地域は、先のİskender Beyのように、歴史的にドゥルカドゥル侯国を支えていた遊牧民の勢力が強い地域に相当する²⁰⁾。

群北部に対して郡南部に位置して、マラティヤ地方の中心である、シェヒル郷とカサバ郷では、郡全体の傾向と同じく制度施行の減少傾向が見られるもの

²⁰⁾ マラティヤ県における遊牧民勢力に関しては、三沢 1989: 23-24参照。マラティヤ郡は、ドゥルカドゥル侯国を支えていたハルベンデル (Harbendeli) 族とミフマドル (Mihmadli) 族というトルコ系遊牧民の勢力範囲であった。

の、郡北部5郷と比較して、その減少度合いは少ない。両郡が郡中心地たる都市部を内包していることと、先の遊牧民勢力の強い郡北部5郷の状況を考え合わせると、制度施行の整理・解体が、スレイマン1世治世期の遊牧民施策と連動している可能性も想起される。

以上のように、マラティヤ郡に関して郷単位で本制度の施行状況を分析・比較をすると、オスマン朝が決して一律的な施策を講ずることなく、地縁の状況を細かに把握して、マーリキヤーネ分の抹消・削減を行っていることが判明する。

(3) マーリキヤーネ分受益者の状況

本節では、スレイマン1世治世中にマラティヤ郡において、前節で明らかになった配慮のもとで「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」が正規の「ティマル制」へと漸次移行されるに際して、マーリキヤーネ分受益者たる旧支配者階級がどのように扱われてきたのかを検討する。

諸検地帳を詳細に分析すると、同郡におけるマーリキヤーネ分受益者として私有地保有者、ワクフ保有者の個人名を確認することができる。しかしながら検地帳の史料の性格上、残念ながら詳細な個人情報が付記されることはほとんどなく、稀に役職、出自、系譜が付せられるに留まる。

BOA387は簡易帳であるため、ほとんど個人情報が含まれず、H.925(1519/20)年に関しては概況しか分らない。BOA408を中心にBOA163とBOA156とを補完的に用いると、H.937(1530)年にマラティヤ郡においてオスマン朝に併合される以前のドゥルカドゥル侯国の旧支配者階級およびその一族がマーリキヤーネ分受益者として存在していることがわかる。ドゥルカドゥル君侯の末裔と明記される Süleyman Paşa 一族は7農村と8耕作地とに合計7,085アクチェ相当の私有地を保有している⁽²¹⁾。またドゥルカドゥル侯国の旧支配者階級として、詳細は後述するが、Buti (Poti) 一族、Bekir Bey 一族が各々10,000ア

(21) Süleyman Paşa は15世紀中葉にマラティヤ地方を支配していた Dulkadırlı Nasrüdün Mehmed Bey の息子である (Poole H.1345: 309)。

クチェ相当を超える大規模私有地を所有している。またドウルカドウル侯国を構成するトルコ系遊牧民のなかで有力一族であるミフマドル族出自 Pir Mihmadlu 一族が8農村と2耕作地に合計5,911アクチェ相当の私有地を、クルド系遊牧民 (cemaat-ı ekrađ) である Hacı Bekir (Ökreñç 一族出自) が6農村と2耕作地で合計2,425アクチェ相当の私有地を保有している。そのほか上記に比べて規模が相当に劣るものの、遊牧民出自と明記されるマーリキヤーネ分受益者たちが存在する。

加えて、カーディー職、ケトヒュダー職、ナーイブ職などドウルカドウル侯国に仕えていた職名を示される個人及びその一族たちも確認される⁽²²⁾。そうした者たちのなかで、キヨミ郷の城砦のナーイブ職を務めた Rüstem Bey b. Ahmed Bey 一族が特に傑出しており、総額で、10,000アクチェ相当を超える私有地を保有している(詳細は後述)。職名を示される受益者たちのなかではカーディー職を務めた一族の私有地やワクフ地が最も多数確認される。中でも、ドウルカドウル侯国末期の1494-97年にカーディー職にあった Kadı Abdurrahman b. Kadı Kasım の一族が11耕作地そのほかで合計7,418アクチェ相当の私有地、また1458-66年にカーディー職にあった Kadı Mahmud が8農村と10耕作地に合計3,416アクチェ相当の私有地を保有している⁽²³⁾。またミフマドル族のケトヒュダー職を務めた Gök Hasan b. Hüseyin Kethüda 一族が4農村で合計1,541アクチェ相当の私有地を保有している例が比較的高額なマーリキヤーネ分を受益している者たちである。そのほか受益額としては高額ではないものの、シェイフ、ハッジ、ピールなどイスラーム教に関わる名称を冠した者たちも散見される。この中で傑出しているのは、ミュデツリスのシェイフルウラマー職の末裔と記される, Şeyhü'l-ulema el-müderris merhumm Mevlana Hayreddin Halil b. Yunus 一族で総計27,013アクチェ相当という極めて大規模ワクフ地を保有している。

(22) 諸検地帳の記録から、カーディー職の一族としてマーリキヤーネ分受益者となっているもののうち、8件が15世紀にドウルカドウル侯国時代のカーディー職であったことが確認される (Gögebakan 2002: 56-57)

(23) 史料が少なく不確定要素が残るが、Kadı Mahmud もまた Kadı Kasım の息子であると思われる (BOA156: 113)。

また、オスマン朝によって征服される以前に、ドゥルカドゥル侯国がマムルーク朝の影響下にあったことの残滓も確認することができる。ワクフ地のなかにマムルーク朝のスルタン、ガウリーに関わるものとして、*Mersum ve Mer'i Sultan Gavri* 一族が、比較的規模が大きい15,690アクチェ相当のワクフ地を保有している。またディーヴァーニー分に関しても、例えばケデル・ベイト郡に駐屯するオスマン朝の在地騎兵であるスィパーヒーのなかに元はガウリーに仕えていた者たちが登用される事例も見られ、ドゥルカドゥル侯国ばかりか同国と関係を有したマムルーク朝の残存勢力も依然としてマラティヤ地方に存在していたことがわかる。

ついでTK142を中心にBOA323とBOA324とを補完的に用いて、H.967 (1560)年のマーリキヤーネ分を詳細に分析すると、受給者の状況が一変していることが分かる。前述のようにオスマン朝はこの間に「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」を正規の「ティマル制」へと漸次移行していたのであるが、この移行に際して単純一律的にマーリキヤーネ分、すなわち私有地やワクフ地の没収・削減を行ったわけではない。確かに500アクチェ以下の小規模のマーリキヤーネ分受益者の多くが消滅しており、大きな影響力を有していないと目されるこうした受益者たちに関して、オスマン朝は容易に没収・削減を進めたものと思われる。受益者たちの出自別では、全般的に前節にあげた *İskender Bey* の事例に象徴されるように遊牧民関連のマーリキヤーネ分の多くが削減傾向にあり、またカーディー職の末裔たちに関しても前節にあげた *Kadı Dilenci* 一族のワクフ地を除いて削減・減額されている傾向が見られる。しかし没収・削減の度合いは受益者別ないしは郷別において顕著な差異が存在する。とりわけ大規模マーリキヤーネ分受益者に関しては、個別に様々な状況がうかがわれる。彼らに関して小規模のマーリキヤーネ分受益者と同じく没収・削減の対象になった事例もあるが、その度合いは均一ではない。さらに、反対に増額になった事例も存在し、またマーリキヤーネ分の受益形態を変更する形を取るものも存在する。こうした大規模受益者の動向を微細に検討していく。

第一にマーリキヤーネ分が減額されたものを挙げると、ドゥルカドゥル君侯の末裔と明記される *Süleyman Paşa* 一族が、2農村と1耕作地で合計3,074ア

クチェ規模の私有地に大きく削減されている。税収規模で半額以下にまで減少している。これよりさらに大きな減少が、カーディー職の子孫末裔として最大規模の私有地を有していた Kadı Abdurrahman b. Kadı Kasım 一族の私有地で、3 農村で合計2,923アクチェ規模にまで落ち込み、税収規模で6 割以上の削減を受けている。またH.937 (1530) 年において最大規模のワクフ地であったミュデッリスのシェイフルウラマー職の末裔である Şeyhü'l-ulema el-müderriş merhumm Mevlana Hayreddin Halil b. Yunus 一族のワクフ地は1 農村で6,840アクチェ相当分とおよそ4 分の1 にまで大きく減額されている。

しかしこうした事例は極端な減少を示すものであって、全てがこのような削減を受けているわけではない。大規模私有地を有していた Bekir Bey 一族の私有地は11農村と11耕作地で合計13,523アクチェ規模の私有地から5 農村で合計10,633アクチェ規模の私有地にまで整理・減少された。税額としては78.63%に減収されたものの、それでも10,000アクチェを超える極めて大規模私有地を維持している。この結果、同一族は後述の Rüstem Bey 一族に次いでマラティヤ郡において勢力を保持している。とりわけマラティヤ郡西南端のケデル・バイト郷における私有地が削減対象になっていないことから、この一族の同郷における影響力を考慮したものと考えられる。

しかし、こうしたマーリキヤーネ分の削減・減少を、単純に受益者に対する強権的な施策と即断することはできない。オスマン朝は国家機構において支配下に収めた旧支配者階級およびその一族に対しても門戸を開いていた。その場合、旧領との関係を断ち切るために任地は旧領以外とされるのが通例であったので、旧支配者階級およびその一族が旧領に不在という現象の理由を判断するのは難しい。

第二に、上記とは反対に大規模なマーリキヤーネ分受給者たちのなかで、受給額を増やした事例も存在する。先に述べた遊牧民出自の Pir Mihmadlu 一族は、8 農村と2 耕作地から4 農村に数を減らしたものの、税収合計で6,463アクチェ相当の私有地を保有している。1 割増程度ではマラティヤ郡の農業生産力向上に起因するだけかもしれないが、郡東部のキョミ郷において興味深い事例を見出すことができる。同郷はマラティヤ郡において極めて興味深い存在で

ある。この地の東端は山岳部となって県境を形成し、さらに郷の西南端をユーフラテス川が流れるという自然の要害であるが故にドウルカドゥル侯国時代よりマラティヤ地方東端の要衝として城砦が設けられてきた場所である。それゆえ規模・税収としては小さい郷ながら、オスマン朝に併合されてから後も重要拠点の地位を保ち続けている。そのために前述した城砦のナーイブ職の Rüstem Bey b. Ahmed Bey の一族がこの郷において優遇されている。とりわけ Rüstem Bey の縁者といわれる Muğal Hatun 名義の私有地は H.937 (1530) 年に同郷において 7 農村と 1 耕作地とで合計 1,027 アクチェ相当の私有地であったが、H.967 (1560) 年に同郷における 6 農村で合計 5,425 アクチェ相当の私有地になっている⁽²⁴⁾。実に 5 倍以上に加増となり、農業生産力向上以上の数字を示すもので、オスマン朝によって意図的な加増が行われたと判断できる。一方、この Rüstem Bey b. Ahmed Bey の一族は H.937 (1530) 年に同郷に合計 6,301 アクチェ分の私有地を有しており、それらは H.967 (1560) 年に Rüstem Bey 名義で 2 農村に合計 6,592 アクチェ相当の私有地、Rüstem Bey 一族名義で 3 農村に合計 5,864 アクチェ相当の私有地、Ahmed Bey 名義で 2 農村に合計 3,695 アクチェ分私有地を計上している。すなわち Rüstem Bey b. Ahmed Bey 一族で 16,511 アクチェ相当の私有地を保有している。実に同一族は 3 年間で 2.5 倍以上に加増されている。さらに Muğal Hatun 名義の受益分と合算すれば 21,936 アクチェ相当の私有地を同一族が保有していたことになる。また同時に同郷において彼ら以外の私有地・ワクフ地は一切存在せず、マーリキヤーネ分受益者を Rüstem Bey 一族が独占している。加えて同郷は表 1・表 2 のように、H.925 (1519/20) 年、H.967 (1560) 年の双方において他郷に比べて本制度の施行状況が低く、オスマン朝が何らかの意図を持って他郷とは異なる掌握をしていた可能性が想起される。残念ながらオスマン朝に併合されてから後に城砦の管理運営がどのようになったのかを窺い知る情報は検地帳には見出すことはできず、彼らが単にナーイブ職の子孫という旧支配者階級として地縁的に優遇されていただけなのか、オスマン朝のもとで何かしらの役割を演じていたのかは不明で

(24) さらに同郷には Muğal Hatun 一族名義で 1 農村 1220 アクチェ相当の私有地が存在する。これを上記と合算すれば 6 倍以上に加増という計算になる。

ある。それでも検地帳からは Rüstem Bey 一族やその縁者がオスマン朝に優遇されて、本制度の恩恵を充分に受け続けていた状況が確認できる。

加えてその繁栄を示すように Rüstem Bey 一族名義の私有地は、H.967 (1560) 年に、シェヒル郷に 1 農村で 1,152 アクチュ分、ジュバス郷に 3 農村で 3,280 アクチュ分、キチク・ハジュル郷に 2 農村で 1,386 アクチュ分、ケデル・ペイト郷に 1 農村と 1 耕作地で 3,422 アクチュ分、キョミ郷分と合算して 15,104 アクチュ分を確認することができ、同年の私有地のなかで最大規模のものとなっている。複数の郷にまたがってマーリキヤーネ分の受益を得ている例は複数存在するが、合計 5 郷という郡内 10 郷の半数にまたがり受益を得ている例は他に存在しない。

多くのカーディー職関係者たちがマーリキヤーネ分の受益を解消・減少させられているなかであって、前節で述べたように Kadı Dilenci 一族名義のワクフ地が受給額を大きく増やしている事例とも考え合わせると、旧支配者階級との関係性の内容によって、ときにオスマン朝は解体するのではなく逆に彼らに対する譲歩・優遇の度合いを高めることもあることが分かる。

第三に受益形態が変更された事例が見られる。旧ドゥルカドゥル侯国においてカラヒサル郷など郡北部に勢力を構えていた Buti (Poti) 一族がこれに該当する。BA387 は簡易帳であるのでマーリキヤーネ分の個別情報に欠けるが、BA408 によれば H.937 (1530) 年にこの一族は 19 農村と 17 耕作地に点在し、総計で 12,208 アクチュ相当のマーリキヤーネ分相当の高受益の私有地を保有していた。しかし TK142 によれば H.967 (1560) 年に İbrahim 一族および Halil (Buti 一族出自) 名義で 1 農村に 568.5 アクチュ相当、İbrahim b. Emir Bey-i Buti 名義で 1 農村 500 アクチュ相当の私有地しか存在しない。しかしこの一族に関しては単純な削減ではない。検地帳の記録を検証すると、H.937 (1530) 年には全く存在しなかった同一族のワクフ地が H.967 (1560) 年に見いだすことができる。すなわち、Şah Ali ve Seydi Ömer (ともに Buti 一族出自) の名義で、11 農村で合計 6,705 アクチュ相当のワクフ地、また Pir Ömer b. Ahmed 一族 (Buti 一族出自) 名義で 1 農村 920 アクチュ相当のワクフ地、Pir Ömer b. Ahmed (Buti 一族出自) 名義で 1 農村 460 アクチュ相当のワクフ地が存在する。この記録から、

Buti 一族の私有地は、その一部を私有地のままとしながら、主体をワクフ地に変更になったものと理解される。さらに興味深いのは一族のワクフ地の主体である Şah Ali および Seydi Ömer (ともに Buti 一族) 名義のワクフ地は、カサバ郷で 2 農村と 3 耕作地で合計 2,323 アクチェ相当、ケデル・バイト郷に 3 農村で 4,396 アクチェ相当、アージェダー郷に 2 農村で 1,429 アクチェ相当、アルガヴン郷に 1 農村で 1,007 アクチェ相当、カラヒサル郷に 1 農村で 1,467.5 アクチェ相当という形で、郡内 5 郷に分散する形で設定されている。5 郡にまたがるワクフ地としてはマラティヤ郡唯一の事例である。検地帳には特記事項が存在せず、その理由は判然としないが、先の Rüstem Bey 一族の私有地同様に、高受益者に対して、その地縁的影響力を地域内に分散させるなどのオスマン朝の施策的意図が反映されているのかもしれない。

V お わ り に

以上の分析をまとめると、スレイマン 1 世治世期にオスマン朝はマラティヤ郡において、軍事封土制として変形「ティマル制」たる「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」を施行し、その後に制度の施行を見直して本来の「ティマル制」へと漸次移行をおこなった。しかし、その移行に際して、オスマン朝は決して単純一律な、あるいは常に強権的な整理・削減を行ったのではない。オスマン朝は、「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」の施行策とその変更において、郡内各郷の地縁的状况を把握しながら各郷単位に様々な施策を実行するとともに、さらに加えて高受益者を中心に各受益者たちの状況を把握しながら、オスマン朝との関係性に応じて、場合により抹消・削減し、場合により加増するなど様々な施策を講じつつ、全体として緩やかに制度の整理・削減という変更策を進めていたことがわかる。すなわちオスマン朝は郷のような微細な地方行政単位レベルにおいてまで常に地縁的・人的諸状況の情報収集と分析とを踏まえながら柔軟に対処することで、緩やかに正常な「ティマル制」への移行、すなわちオスマン朝の中核地域と同じ軍事封土制・土地制度への移行させることに成功したのである。こうした一連の施策により、オスマン朝はマ

ラティヤ地方を掌握して、国家の支配体制の中に組み込んでいったものと考えられる。

筆者は旧稿において、マラティヤ県内各郡の本制度施行状況の比較から、オスマン朝は、土地制度の展開に基づいて東アナトリアを「オスマン化」していた（三沢 1994: 138）と単純に解釈した。現象を結果から見る限りにおいて、確かに「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」の施行と「ティマル制」への移行は、マラティヤ地方をオスマン朝の支配体制に緩やかに組みこむこと、すなわち「オスマン化」することに大きく寄与したといえる。しかしその間の移行過程は郡単位での比較だけでは判然としなかった様々な施策の蓄積の結果としてもたらされたものである。今回の諸検地帳に基づく郷単位でのマラティヤ郡における「ティマル制」の施行状況を分析することにより、本制度の施行と移行とは、地域に密着した検地など綿密なる情報収集と状況判断があって、はじめて実施可能であることが分かる。こうした現地における地方行政の実務者たちの微細な情報収集・分析と、遠く離れたイスタンブールの中央政府による施策決定の過程が連結していたのかどうか、あるいはオスマン朝の国家機構が「オスマン化」政策となる施策を計画的に施行していたのかを検証することが将来的な課題となる。

また本稿で扱ったマラティヤ地方の掌握事例は、オスマン朝の東アナトリア掌握のなかの一例に過ぎない。オスマン朝が東方のイスラーム世界において施行した、正規の「ティマル制」から外れる様々な軍事封土制、すなわち「マーリキヤーネ・ディーヴァーニー制」, 「ユルトルク＝オジャクルク」, 「ヒュクメット」, 「ベイレルベイ領」などが施行された諸地方にかんして、同様に微細な検証を行いつつ、その成果を比較・統合しながら、オスマン朝の東アナトリアさらにイスラーム世界の掌握の実態を解明していくことが今後の大きな課題である。

※本稿作成にあたって、20年来の畏友であり、自身マラティヤ出身で同地のイノニュ（İnönü）大学文理学部に准教授として長らく奉職していたギョクヌル・アクチャダー（Göknuur AKÇADAĞ）博士〔ユルドゥズ工科（Yıldız Teknik）大学文理学部・准

教授]との間における諸検地帳の史料解釈をめぐる意見交換から得るものが大きかった。末筆ながら同氏に感謝の意を表したい。

【文書史料】

総理府古文書総局オスマン文書館 (Başbakanlık Osmanlı Arşivi)

Tahrir Defteri, No.156 icmâl (evkaf)

Tahrir Defteri, No.163 icmâl

Tahrir Defteri, No.257 icmâl

Tahrir Defteri, No.323 icmâl (evkaf)

Tahrir Defteri, No.324 icmâl (hass)

Tahrir Defteri, No.387 icmâl (muhassebe)

Tahrir Defteri, No.408 mufassal

Tahrir Defteri, No.997 mufassal

地券及び地籍簿総局文書館(Tapu ve Kadastro Genel Müdürlüğü Arşivi)

Tahrir Defteri, No.142 mufassal

【公刊校訂史料】

Balkan, Ö.L., *XV ve XVI'ncı Asırlarda Osmanlı İmparatorluğunda Zirai Ekonominin Hukuki ve Mali Esasları, I : Kanunlar*, İstanbul, 1943.

Yinanç, R.&Elibüyük,M., *Kanuni Devri Malatya Tahrir Defteri (1560)*, Ankara, 1983,
387 Numaralı Muhasebe-i Vilayet-i Karaman ve Rum Defteri (937/1530), 2 vols., Ankara, 1996-97.

998 Numaralı Muhasebe-i Vilayet-i Diyar-i Bekr ve 'Arab ve Zü'l-Kadiriyye Defteri (937/1530), 2 vols., Ankara, 1996-99.

【参考文献】

Arıkan, Z., “Kanuni Devri Malatya Tahrir Defteri (1560) ”, *Tarih İncelemeleri Dergisi*, 3 (1987) : 185-190.

- , "XVI. Yüzyılda Gerger" in *Prof.Dr.Şerafettin Turan Armağanı*, Antakya, 1996, pp.112-138.
- Balkan, Ö.L., "Türk-İslam Toprak Hukuku Tatbikatının Osmanlı İmparatorluğunda Aldığı Şekilleri I: Malikane-Divani Sistemi", *Türk Hukuk ve İktisat Tarihi Mecmuası*, 2 (1939) : 119-184.
- Başar, F., *Osmanlı Eyalet Tevcihatı (1717-1730)*, Ankara, 1997.
- Beldiceanu-Stemhenn, I., "Fiscalité et formes de possession de la terre arable dans l'Anatolia préottomane", *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 19-3 (1976) : 241-267.
- Bınark, İ. (ed.), *Başbakanlık Osmanlı Arşivi Rehberi*, Ankara, 1992.
- Emecen, F., "Sosyal tarihi Kaynağı Olarak Osmanlı Tahrir Defterleri", in *Tarih ve Sosyoloji Semineri*, İstanbul, 1991: 39-45.
- , "Mufasssaldan İcmale", *Osmanlı Araştırmaları*, XVI (1996) : 37-44.
- Gögebakan, G., "Malatya Adı ve Anlamı", *Malatya Kültür Dergisi*, 1 (1993) : 5-14.
- , "XVI.Yüzyılda Malatya Kazasında Vakıflar ve Vakıf Görevlileri", *OTAM*, 10 (1999) : 59-86.
- , *XVI.Yüzyılda Malatya Kazası (1516-1560)*, Malatya, 2002.
- Gürbüz, A. XV.-XVI. Yüzyıl Osmanlı Sancak Çalışmaları : Değerlendirme ve Bibliyografik bir Deneme, İstanbul, 2001.
- İnalcık, H. "Ottoman methods of conquest", *Studia Islamica*, 2 (1954) : 103-129.
- İslamoğlu-İnan, H., *The Ottoman Empire and the World Economy*, Cambridge, 1987.
- Lowery, H.W., "The Ottoman Liva Kanunnames contained in the Defter-i Hakim", *Osmanlı Araştırmaları*, II (1981) : 43-47.
- Kılıç, O., 18. Yüzyılın İlk Yarısında Osmanlı Devleti'nin İdari Taksimatı : Eyalet ve sancak tevcihatı, Elazığ, 1997.
- Oğuz, M., *Malatya tarihi ve Sosyoekonomik Durumu (M.Ö.5500-M.S.1920)*, İstanbul, 2000.
- Poole, S.L. (tr.& ed.Halil Edhem), *Düvel-i İslamiye*, İstanbul, H.1345.
- Taşdemir, M., *XVI. Yüzyılda Adıyaman (Behisni, Hınsımsur, Gerger ve Kahta) Sosyal*

ve İktisadi Tarihi, İstanbul, 1999.

Venzke, M.L., “The question of the declining the cereals’ production in the sixteenth century”, *Journal of Turkish Studies*, 8 (1984) : 251-264.

-----, “Aleppo’s malikane-divani system”, *Journal of American Oriental Society*, 106-3 (1986a) : 451-469.

-----, “Special use of the tithe as a revenue-raising measure in sixteenth century sanjaq of Aleppo”, *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 29-3 (1986b) : 239-334.

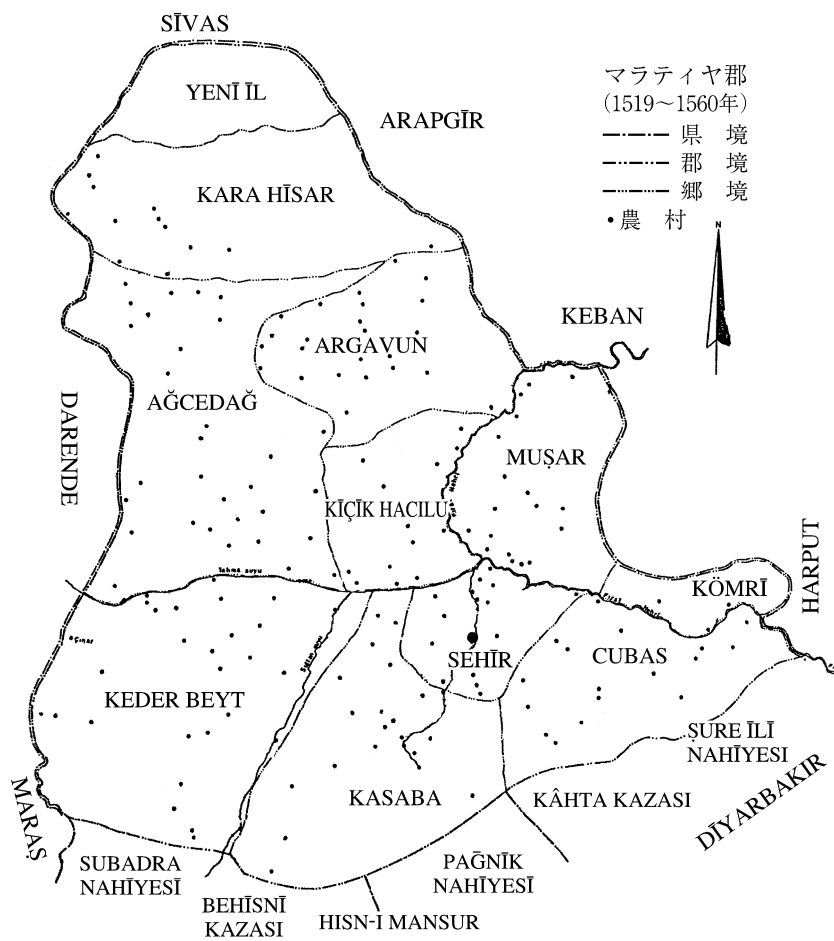
齋藤久美子「16-17世紀オスマン朝下の東部アナトリアにおける「ユルトルク＝オジャクルク」と「ヒュクーメト」の成立」『オリエント』48: 2 (2005), 47-65.

----- 「16-17世紀東部アナトリアにおけるオスマン支配：2つの地方行政組織を例に」『日本中東学会年報』22: 1 (2006):63-86.

三沢伸生「オスマン朝の検地帳に見える遊牧民——1560年付マラティヤ県明細帳の分析——」『アジア・アフリカ言語文化研究』38 (1989):1-29.

----- 「16世紀のオスマン朝における土地問題——東アナトリアにおける「ティマール制」の施行」『オリエント』37:2(1994), 127-141.

----- 「「ティマール制」研究の展開」『西南アジア研究』64 (2008):78-93.



emerged in areas that were not under the rule of any of the central governments and these local rulers often fought among themselves.

Although the South Caucasus had reached the nadir of turmoil and chaos in the latter half of the 18th century, the nearby Darband area had attained state of stability and order. Darband, a city situated on the northern edge of the South Caucasus, was a vital location for land transport that linked the northern and southern regions of the Caucasus. In this article, I examine how social order was built up and maintained in Darband. In considering this problem, I focus on two groups, the residents of Darband and the Lezgins.

The residents of Darband maintained a strong influence on their rulers throughout the 18th century. The residents of Darband threw off and banished their ruler in 1172A.H. (1758-59A.D.), and invited Fath ‘Alī Xān to become their new ruler. He won the overwhelming support of the residents and carried out his rule for about 30 years.

Meanwhile, the Lezgins lived in the mountainous region near Darband. They were known as marauders who would not submit to any ruler and as a threat to the people of Darband. On the other hand, the Lezgins were also mercenaries, and many participated in the military expeditions that were frequently conducted by Fath ‘Alī Xān during his reign. Fath ‘Alī Xān diverted the energy that the Lezgins devoted to marauding against locals into expeditions against distant outsiders. The revenue source for the support of the Lezgins came from the taxes of the subjected regions including Darband.

By incorporating the Lezgins into his own army, Fath ‘Alī Xān was both able to establish his superiority over other regional forces and stabilize the lives of the Lezgins. He was also able to win the support of the residents of Darband. The combined result was that he was able to bring about a stable social order in Darband and its environs.

CONTROLLING EASTERN ANATOLIA DURING THE REIGN OF SULEYMAN I: THE DEVELOPMENT OF THE *timār* SYSTEM IN THE MALATYA REGION

MISAWA Nobuo

Regional administration during the pre-modern Ottoman Empire was organized

around a system of awards of land for military service that was known as the *timār* system.

The Ottoman Empire was built into a vast empire during the reign of Sultan Süleyman I in the mid 16th century. It was extremely important for the empire to control Eastern Anatolia, which had recently come under its sway. Reward of land for military service in the original form of the *timār* system played an important role in this control.

I examine and document the process of the control by the Ottoman Empire over Eastern Anatolia using the case of the Malatya region by analyzing the operation of the *timār* system in Malatya *district* (=kaza), the smallest administrative unit of the empire.

At this time the Ottoman Empire deferred to those associated with the Dulka-dir Belîği, the former rulers of the Malatya region, and operated the mālīkāne-dīvānīsystem, which was a modified version of the *timār* system. The Ottoman Empire thereafter gradually reevaluated the system, attempting to switch to the implementation the original *timār* system. However, the Ottoman Empire did not institute a uniform policy of re-organization and elimination at that time. In the course of re-evaluating the implementation of the mālīkāne-dīvānīsystem, the Ottoman Empire implemented various policies on the district level, having grasped the state of each district in the region on the local level. Moreover, the Ottoman Empire also grasped the situation of the beneficiaries of the existing system, and particularly the influential beneficiaries, and in accord with their relationship with the Ottoman Empire, at times eliminated or canceled and at times expanded various policies, promoting a general policy that gradually proceeded in altering the system through re-organization and elimination of existing elements.

In short, the Ottoman Empire applied a moderate policy based on regular analysis and collection of information on local communities and human circumstances down to the level of the very lowest administrative level of district. In this manner, the switch to the orthodox "*timār* system," i.e., the Ottoman Empire's traditional policy of land awards for military service, in the central core region, was successfully implemented by the gradual shift in the land policy. Due to the series of policies described above, the Ottoman Empire was able to control the Malatya region and integrate it into the system of state rule.